

木造住宅の耐震・減災対策・住替を支援します！

木造住宅の耐震診断・改修計画の作成、耐震改修工事、減災対策・住替に補助を行っています。あなたの家を守るためにもぜひ、制度をご活用ください。

○木造住宅耐震診断助成事業

- ◆内 容 木造住宅の耐震診断及び耐震改修計画の作成に係る経費に対し補助します。
- ◆対象住宅 町内にあり、平成12年5月31日以前に着工された戸建住宅（在来軸組構法、伝統的構法、枠組壁工法による木造平屋又は木造2階建て住宅）
- ◆補助金 耐震診断及び耐震改修計画の作成に係る経費を全額補助。（自己負担なし）

○木造住宅耐震改修工事補助金

- ◆内 容 木造住宅の耐震改修工事に係る経費に対し補助します。
- ◆対象住宅 自らが町内に所有し居住する住宅で、耐震診断による耐震評点が1.0未満のもの（工事後に耐震評点が1.0以上となるものに限る。）
※補助を受けるには上記の耐震診断・改修計画を実施する必要があります。
- ◆補助金 耐震改修工事に係る経費の50%（上限額1,400,000円）

○減災対策リフォーム補助金

- ◆内 容 簡易耐震改修、部分耐震改修、防災ベット等を設置する工事や居室部分を補強する工事に対し補助します。
- ◆補助金 減災対策にかかる経費の50%（上限額300,000円）

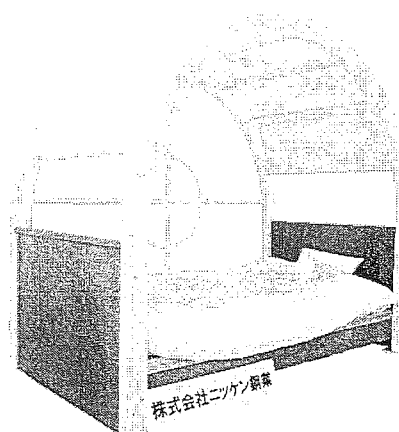
○住替補助金

- ◆内 容 耐震性のない住宅を除去し、耐震性のある住宅等への住替を行った際に補助します。
- ◆補助金 住替にかかる経費の50%（上限額300,000円）

○地震による家屋倒壊



○減災対策工事の例(防災ベット)



令和9年2月12日まで事業完了可能な方が対象となります。

【申込み・お問い合わせ先】

真室川町建設課 住宅水道係
電話 0233-62-2053（内線277）